

図書室のリサイクル雑誌の無料配布

昨年度までにご愛読いただいた雑誌を無料で進呈します。

配布期間 5月9日(土)~17日(日)
午前9時~午後4時30分

場所 笠松中央交流センター図書室
松枝交流センターロビー
総合交流センターロビー

配布冊数 ひとり1日3冊まで
☎教育文化課 ☎388-3231

建築物の耐震化促進に伴う助成

巨大地震から生命、財産を守るため、耐震化に関する様々な補助を実施しています。

【旧基準】昭和56年5月31日以前着工のもの

・木造一戸建て住宅の無料耐震診断 など

申込期間 5月7日(木)~12月21日(月)
☎申込課 ☎388-1117

笠松町小規模事業者チャレンジ事業補助金

物価高騰、持続的な賃上げ、人手不足などにより、依然として経営環境が厳しい中、経営改善及び人材確保・育成による持続的な賃上げに取り組む町内事業者を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用して「笠松町小規模事業者チャレンジ事業補助金」を実施します。

対象者 ①町内に事業所を有する法人
②町内に住所または事業所を有する個人事業主

補助率等

種類	類型	補助率	補助上限額
経営改善枠	販路開拓支援	2/3 ※条件によっては3/4	100万円
	生産性向上支援		100万円
	事業継続支援		100万円
人材確保・育成枠	人材不足・人材確保支援	1/2 ※条件によっては2/3	100万円

※対象経費など詳細は、笠松町商工会ホームページにて、ご確認ください。

〈募集期間〉6月3日(水)まで

〈採択発表・交付決定〉7月1日(水)

☎笠松町商工会 ☎388-2566



▲詳しくはこちら

「子どもの権利」ってなんだろう?

町は、令和4年に「笠松町子どもの権利に関する条例」を制定しました。

すべての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことのできるまちをめざして、子どもの持つ4つの権利と大人の役割、子ども自身の役割を定めています。

4つの権利

- ・安心して生きる権利
- ・のびのびと育つ権利
- ・守られる権利
- ・参加する権利



▲詳しくはこちら

毎年5月5日はこどもの日です。子どもが幸せに健やかに成長していくために必要な「子どもの権利」について、家族や友達と考えてみましょう。

☎福祉子ども課 ☎388-1116

「人権擁護委員の日」特設相談所開設

いじめ、体罰、女性や障がい者に対する差別など、家庭内のこと、近隣間のもめごと、悩みごとがあれば、人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

日時 6月5日(金)午前10時~午後3時 **場所** 福祉会館
☎福祉子ども課 ☎388-1116

岐阜地方法務局人権擁護課 ☎245-3181

こどもまんなか 児童福祉週間

5月5日(火・祝)~11日(月)

毎年5月5日(こどもの日)から1週間は「こどもまんなか児童福祉週間」です。

子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的として定められたものです。期間中には普及啓発行事が全国各地で実施されます。

令和8年度標語

「いこうぜ!みんな キラキラのあしたへ
ゴーゴゴー!」